

スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ ベルギー王国・エストニア共和国・モナコ公国および台湾発行の 運転免許証に添付する「日本語による翻訳文」についてのご案内

一般社団法人日本自動車連盟（J A F）

道路交通法の規定により、上記の国・地域で発行された運転免許証をお持ちの方は、当連盟（J A F）または在日大使館・総領事館が発行する「日本語による（免許証の）翻訳文」を当該免許証原本と同時に携帯することにより、日本の法令に則って自動車等を運転することができます。

- ・日本国内で自動車等を運転する場合には、「日本語による翻訳文」を当該運転免許証の原本とともに常に所持していなければなりません。
- ・この翻訳文で自動車などを運転できるのは、日本入国日から1年間です。（日本を出国し再入国した場合には、再入国日から1年間が有効となります。）ただし、住民基本台帳に登録されている方が出国して、外国滞在3ヵ月未満で再び上陸した場合は、条件が異なりますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。
- ・なお、入国日からの経過日数を確認するため、運転中に警察官からパスポートの提示を求められることがあります。
- ・日本入国日から1年を経過した場合には、同翻訳文を添付していても日本国内で自動車などを運転することはできません。
- ・長期にわたり日本に滞在し、運転をされる場合は、日本の運転免許証の取得をおすすめします。前述の「日本語による翻訳文」により日本の運転免許証への切替申請ができますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。

【「日本語による翻訳文」お申込方法】

下記必要書類を最寄りのJ A F支部翻訳窓口へお持ちください。（ご本人がお越しいただけない場合は代理人を通じて申請手続きをおこなうこともできます）

<必要書類>

- ① 外国免許証翻訳文発行申請書：J A Fホームページ <https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/foreign-nationals-license> または裏面の二次元コードからダウンロードできます。インターネットをご利用できない場合はFAX等でお送りいたしますので最寄りのJ A F支部へお電話にてご連絡ください。
- ② 外国運転免許証（原則として原本）：免許証原本はコピーを取らせていただいた後、すぐにお返しいたします。免許証原本を持参できない場合はコピーでも構いませんが、免許証の記載事項が確実に読み取れるよう、免許証の表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピーをご用意ください。

<発行料金>

免許証1通につき3,000円。

※紛失などにより再発行する場合も同一の発行料金がかかります。

<所要日数>

即日から2週間程度。国や免許証内容、取扱窓口などにより、翻訳文作成に要する日数が異なる場合がありますので、所要日数については、事前に支部へお問合せください。

▼
<窓口にお越しいただけない場合は、郵送によるお申込みも可能です>

- ・上記申請書および免許証のコピー（表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピー）に発行料金【3,000円】と返送料（手数料を含む）【500円】を添えて現金書留でお送りください。

※2つ以上の免許証を翻訳依頼する場合の返送料について、同一住所宛に翻訳文を複数枚送付する場合は2通までは500円、3通以上は600円となります。

- ・日本国内からのお申込みに限ります。また、返送先は申請書に記載された日本国内のご住所に限ります。
- ・お申込みいただいてからお届けするまで通常1、2週間程度かかります。

※海外からの申請・送金および海外への翻訳文の送付はお受けしておりませんので、ご注意ください。

<その他>

「日本語による翻訳文」は、翻訳をおこなった運転免許証の有効期限と同一です。ただし、運転免許証を更新したり、記載内容に変更があった場合（住所変更など）は再取得する必要があります。

※個人情報の取り扱いについて

当連盟は、翻訳文発行業務を通じ取得した個人情報を、当該業務を適切に実施する目的にのみ利用し、原則的に本人の同意のない限り第三者へ開示することはありません。ただし、法令などに基づき裁判所・警察機関等の公的機関から開示の請求があった場合には、当該機関に提供することがあります。この他の個人情報の取扱いについては、翻訳文発行申請書の「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

申請書ダウンロードはこちらから



日本語



英語